

1 計画改定の経過等

平成25年4月	福島第一原発事故を教訓とし、国の原子力災害対策指針を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、地域防災計画（原子力災害編）を策定
平成26年5月	国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、緊急時モニタリングセンターの導入、安定ヨウ素剤の予防服用体制、EAL（緊急時活動レベル：発電所の状態で緊急事態を判断する基準）の再設定、被ばく医療体制等を加え、地域防災計画（原子力災害編）を改定
平成27年6月	国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、原子力災害対策重点区域の範囲（PAZとUPZ）、国によるUPZ外における屋内退避の実施判断、安定ヨウ素剤の予防服用、緊急時モニタリング結果を踏まえた避難や一時移転の判断・指示などについて改定

2 その後の国の原子力災害対策指針の主な改正

(1) 原子力災害医療体制の見直し

被ばくのおそれのある傷病者を確実に受け入れて適切に対処ができるよう、被ばく医療体制の施設要件が明確化、具体化された。

<原子力災害医療体制の見直し>

変更前【被ばく医療体制】	変更後【原子力災害医療体制】
三次被ばく医療機関	高度被ばく医療支援センター 原子力災害医療・総合支援センター
二次被ばく医療機関	原子力災害拠点病院
初期被ばく医療機関	原子力災害医療協力機関

- ① 道府県は、拠点病院及び協力機関を整備し、指定又は登録を行う。
- ② 従来の現地対策本部内の医療総括責任者を、道府県の災害対策本部内の「原子力災害医療調整官」に見直し、拠点病院や協力機関との調整を行う。

(2) 避難退域時における検査及び除染等の具体化

住民の一時移転や避難を行う避難退域時における、除染が必要なレベルの外部汚染がないかの検査及び除染が必要な場合の簡易除染の方法や手順について具体化された。

- ① 従来の「体表面汚染スクリーニング」等は「避難退域時検査」及び「簡易除染」へと名称を変更。
- ② 車両と住民の検査及び簡易除染の方法や手順について具体的に規定。

(3) 緊急時活動レベル(EAL)の見直し

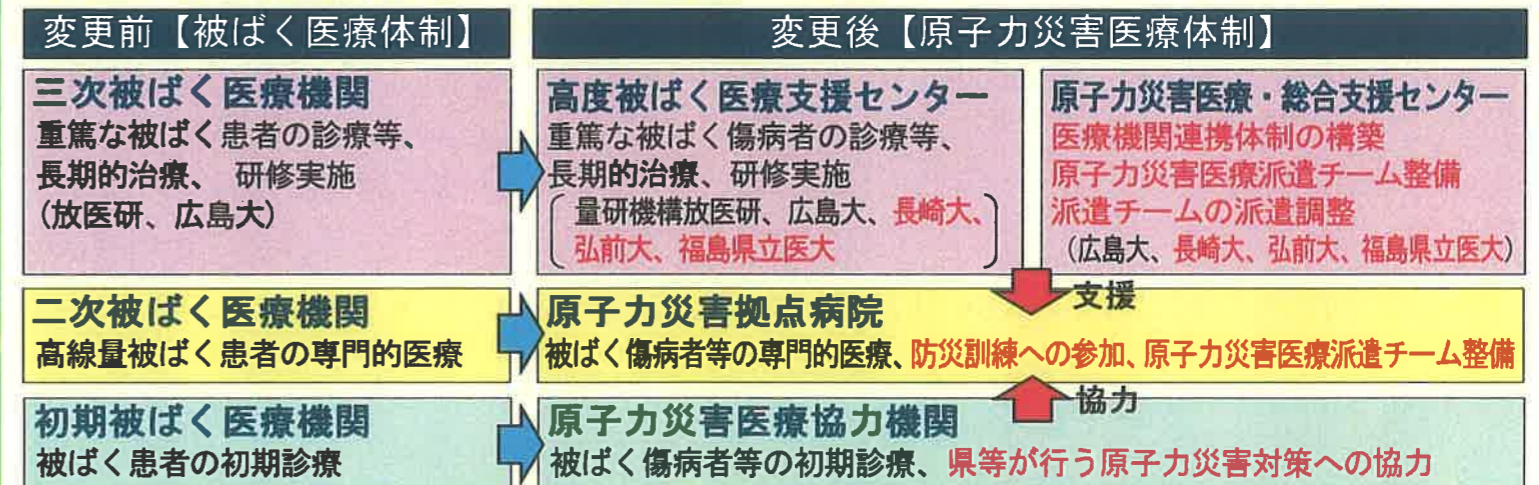
EAL（原子力施設において異常事象が発生した際、緊急事態を判断する基準）は、住民の避難行動につながる非常に重要な基準であり、従来のEALについて、新規基準（福島第一原発事故の教訓等を踏まえ、原子力規制委員会が策定）への適合やEAL発動を最適化する観点から、見直された。

→これを踏まえ、北陸電力(株)は志賀原子力発電所原子力事業者防災計画を改定

3 改定(案)のポイント

(1) 原子力災害医療体制の見直しについて

「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会策定）の改正を踏まえ、原子力災害医療体制の見直しを県地域防災計画（原子力災害編）に反映。



- ① 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは国が指定
- ② 原子力災害拠点病院は県が指定、原子力災害医療協力機関は県が登録

原子力災害拠点病院（従来の二次被ばく医療機関と同じ）			
富山市	富山県立中央病院、富山大学附属病院	黒部市	黒部市民病院
富山市	富山赤十字病院	砺波市	市立砺波総合病院
	富山県済生会富山病院	小矢部市	公立学校共済組合北陸中央病院
	富山市立富山まちなか病院	南砺市	南砺市民病院
	国立病院機構富山病院		公立南砺中央病院
	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター		国立病院機構北陸病院
高岡市	厚生連高岡病院	射水市	射水市民病院
	高岡市民病院	上市町	かみいち総合病院
	富山県済生会高岡病院	朝日町	あさひ総合病院
	地域医療機能推進機構高岡ふしき病院	—	(公社)富山県医師会
魚津市	労働者健康安全機構富山労災病院	—	(公社)富山県看護協会
氷見市	金沢医科大学氷見市民病院	—	(公社)富山県薬剤師会
滑川市	厚生連滑川病院	—	(公社)富山県診療放射線技師会

- ③ 原子力災害医療調整官の設置（医師資格を有する県職員）

## (2) 避難退域時における検査及び簡易除染の具体化について

「原子力災害対策指針」(原子力規制委員会策定)の改正を踏まえ、用語等の修正を行うとともに、検査方法や簡易除染の方法について、県地域防災計画(原子力災害編)に反映させる。

### ア 用語の修正

改正前	改正後
スクリーニング、 体表面汚染スクリーニング	<b>避難退域時検査</b> (国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査)
	<b>簡易除染</b> (着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)

指針に定める基準値=40,000cpm(β線)  
(車両用ゲート型モニタやGMサーベイメータにより検査対象の表面を測定)

### イ 検査方法を具体的に規定

住民の検査	車両の検査
	①乗員の検査の代用として、車両を検査
(車両が基準値を超える場合) ②乗員の代表者1名に対し検査を実施	
(代表者が基準値を超える場合) ③乗員の全員に対し検査を実施	(基準値以下の場合) 避難所へ



①車両の検査  
(車両用ゲート型モニタ等による測定)



②乗員の代表者の検査  
(GMサーベイメータによる測定)



③乗員全員の検査  
(GMサーベイメータによる測定)

### ウ 簡易除染の方法を具体的に規定

住民の簡易除染	車両の簡易除染
(検査の結果、基準値を超える場合) ①検査場所で住民の簡易除染を実施	(検査の結果、基準値を超える場合) ①検査場所で車両の簡易除染を実施
(簡易除染後も基準値を超える場合) ②除染が行える機関で除染を実施	(簡易除染後も基準値を超える場合) ②検査場所で一時保管等を実施
(内部被ばくが疑われる場合) ③指定された拠点病院へ搬送	(基準値以下となった場合) 避難所へ (住民はバス等で)



車両の簡易除染  
(拭き取り)



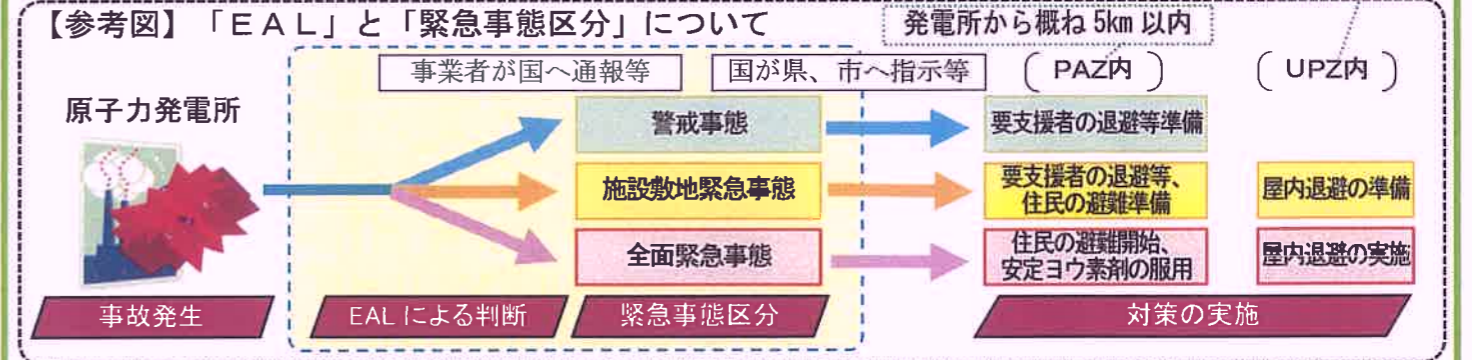
住民の簡易除染  
(拭き取り)



住民の簡易除染  
(シャワー)

## (3) 緊急時活動レベル(EAL)の見直しについて

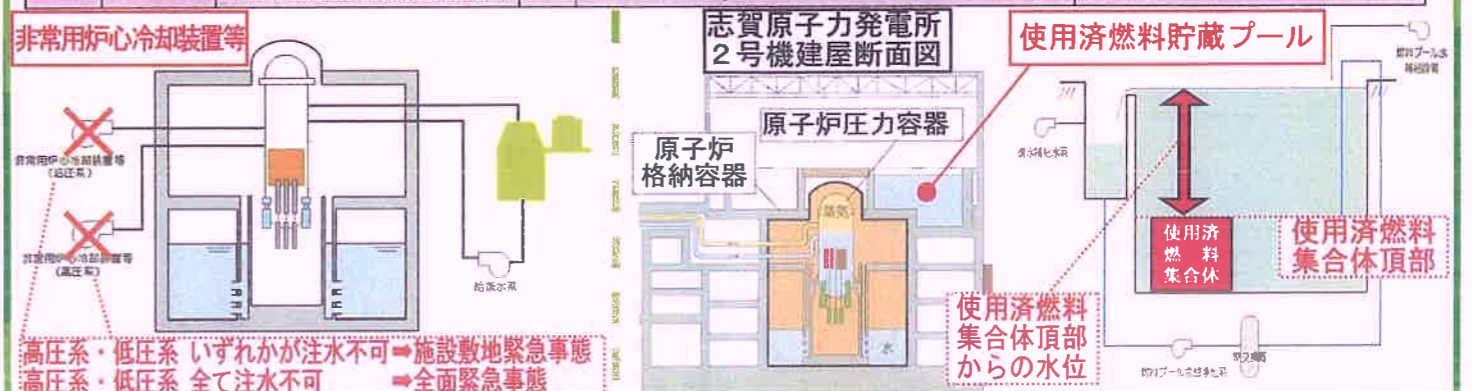
「原子力災害対策指針」(原子力規制委員会策定)の改正を踏まえ、北陸電力(株)が改定した「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を、県地域防災計画(原子力災害編)に反映させる。



志賀原子力発電所等が該当  
新規基準に適合していない原子炉は再稼働しておらず、使用済燃料は使用済み燃料貯蔵プールにおいて長期間冷却されている状況を踏まえ、「新規基準に適合していない場合」の区分が新設された。

### (主なEALの比較表)

区分	例	(1) 共通	(2) 新規基準に適合している場合	(3) 新規基準に適合していない場合
警戒事態	大地震 震度6弱以上	変更前 石川県で震度6弱以上の地震発生 変更後 志賀町で震度6弱以上の地震発生	(変更なし) 原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置が実施不可	(追加) 使用済燃料貯蔵プールの水位維持不可、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定不可
施設敷地緊急事態	全交流電源喪失	【EAL発動の最適化】 旧)機能すべき設備の作動 新) " 作動失敗	変更前 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい 変更後 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 高圧又は低圧いずれかの非常用炉心冷却装置等による注水不可	(追加) 使用済燃料貯蔵プールの水位が使用済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下
全面緊急事態	冷却機能喪失	【新規基準への適合】 新規基準に定める重大事故防止のための設備を対象に加える。 (非常用炉心冷却装置については、これらと同等の機能を有する設備を対象に追加)	変更前 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 全ての非常用炉心冷却装置による注水不可 変更後 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 全ての非常用炉心冷却装置等による注水不可	(追加) 使用済燃料貯蔵プールの水位が使用済燃料集合体の頂部の水位まで低下



1. 趣旨

避難退域時検査とは、原子力災害が発生した際、緊急時モニタリングの結果により住民が一時移転や避難を行う際、住民の体表面放射線量が基準値を超えていないか確認することを目的として実施される検査のことである。  
 「原子力災害対策指針」(原子力規制委員会策定)において、道府県は平時より緊急対応体制を構築することとされており、避難退域時検査場所候補地をあらかじめ検討しておく必要があるとされている。

2. 避難退域時検査場所の要件

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁策定)において、検査場所は、UPZ境界周辺(検査場所が境界から離れるほど、検査場所への誘導が必要なため)で、次の要件を考慮して設置することとされている。

- ① 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること
- ② 検査場所から避難所等までの移動が容易であること
- ③ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること
- ④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること

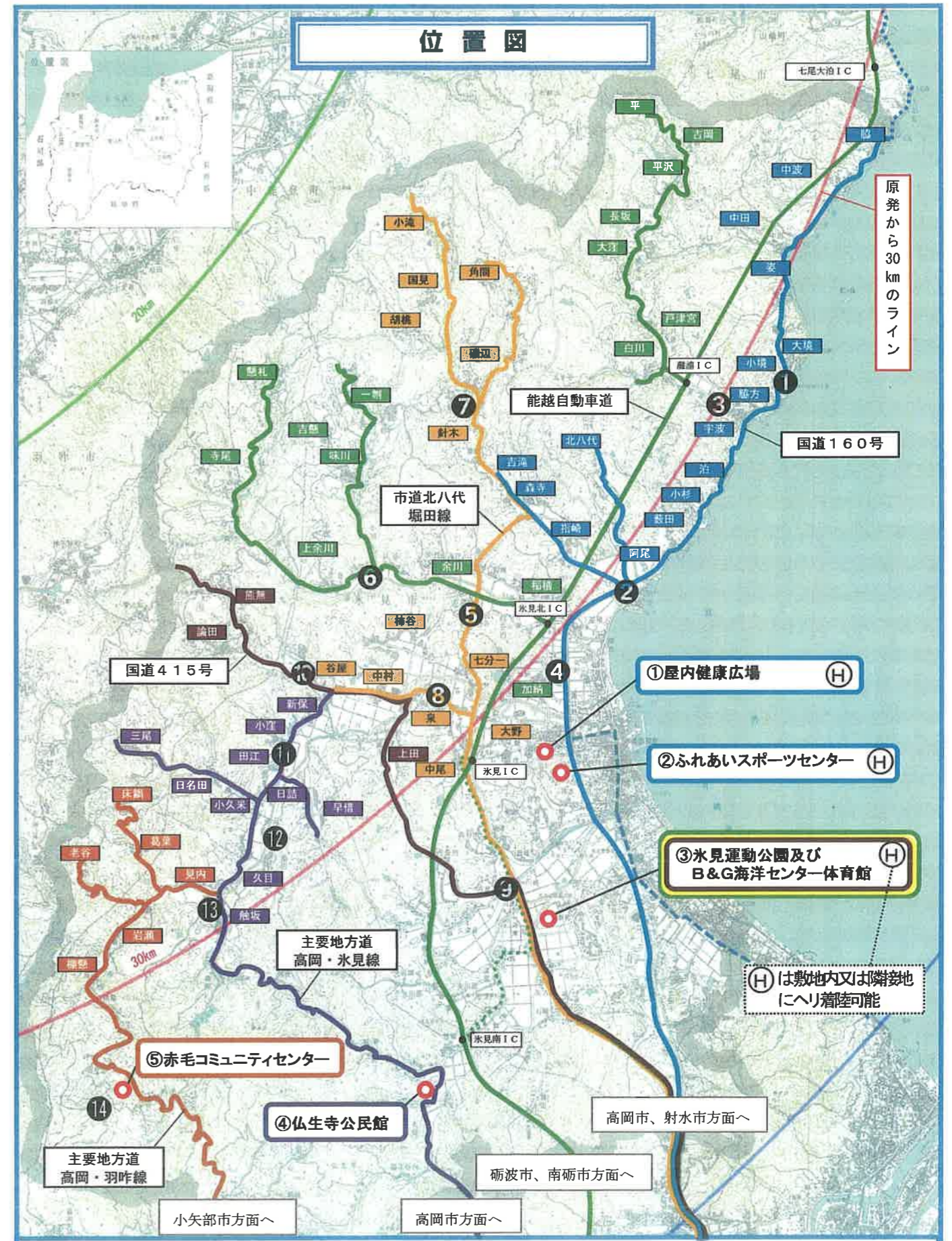
3. 避難退域時検査場所候補地

(1) 上記要件を踏まえ、国(内閣府)、県、氷見市において富山県避難計画要綱及び氷見市住民避難計画における主な避難経路毎に検討したところ、次の候補地が、要件に該当する。

主な避難経路	避難退域時検査場所候補地(施設の駐車場等を含む)
国道160号	① 屋内健康広場 ② ふれあいスポーツセンター
能越自動車道 国道415号 市道北八代堀田線	③ 氷見運動公園及びB&G海洋センター体育館(※)
主要地方道高岡・氷見線	④ 仏生寺公民館
主要地方道高岡・羽咋線	⑤ 赤毛コミュニティセンター

(※) 石川県からの避難住民(七尾市や羽咋市の住民の一部)が、能越自動車道等を経由し石川県内へ避難される場合についても、避難退域時検査場所の候補地になると想定される。

(2) 上記の候補地については、今後、原子力防災訓練において避難退域時検査を実施するなど、氷見市や関係機関と連携し、具体的な運営方法等を検討していく。  
 また、上記以外の候補地についても、関係市や関係機関と相談しながら、新たな候補地を検討するなど、避難計画の充実に努める。



- 【一時集場所】
- ① 灘浦小学校
  - ② 海峰小学校
  - ③ 旧灘浦小学校
  - ④ 北部中学校
  - ⑤ 余川公民館
  - ⑥ 基石公民館
  - ⑦ 八代環境パトロール隊事務所
  - ⑧ 上庄小学校
  - ⑨ 十二町小学校
  - ⑩ 明和小学校
  - ⑪ 西部中学校
  - ⑫ 速川小学校
  - ⑬ 久目小学校
  - ⑭ 赤毛コミュニティセンター

1. 本県の放射線監視体制

- (1) 本県の放射線監視体制として、志賀原子力発電所から概ね 30km 圏内 (UPZ 内) においては、国の交付金を活用し、環境放射線観測局 (モニタリングステーション2、モニタリングポスト6) を 8か所整備している。
- (2) また、県内の環境放射線の状況を把握するため、国の委託や県独自に、30km 圏外の7か所整備している。
- (3) 合わせて県内 15 か所で環境放射線の連続測定 (24 時間 365 日) を行い、本県の環境放射線の監視体制を充実強化している。

【環境放射線観測局の設置場所 (県内 15 か所)】

区分	設置場所	設置年度
原子力発電所から30km圏内 (氷見市内)	モニタリングステーション	
	①上余川 (旧氷見市西部清掃センター)	H24
	②八代 (八代自治会館)	H24
	モニタリングポスト	
	③女良 (旧氷見市女良保育園)	H25
	④懸札 (懸札会館)	H27
	⑤触坂 (久目農村研修センター)	H27
	⑥宇波 (農業集落排水事業白川地区処理施設)	H28
⑦余川 (余川地区コミュニティセンター)	H28	
⑧上庄 (氷見市道路管理センター)	H28	
上記以外 (富山県内)	モニタリングポスト	
	⑨氷見 (県高岡厚生センター氷見支所)	H23
	⑩高岡 (県高岡厚生センター)	H23
	⑪小矢部 (県砺波厚生センター小矢部支所)	H23
	⑫砺波 (県砺波総合庁舎)	H23
	⑬射水 (県環境科学センター → 中央監視局)	S62
	⑭富山 (県庁 → 副監視局)	H23
⑮入善 (県新川土木センター入善土木事務所)	H23	

○モニタリングステーション  
大気中の放射線や気象要素 (風向、風速、降水量など) を連続測定するなど原子力発電所からの影響を総合的に監視する施設

○モニタリングポスト  
大気中の放射線を連続測定し記録する据え置き型の装置

2. 富山県環境放射線ネットワークシステム

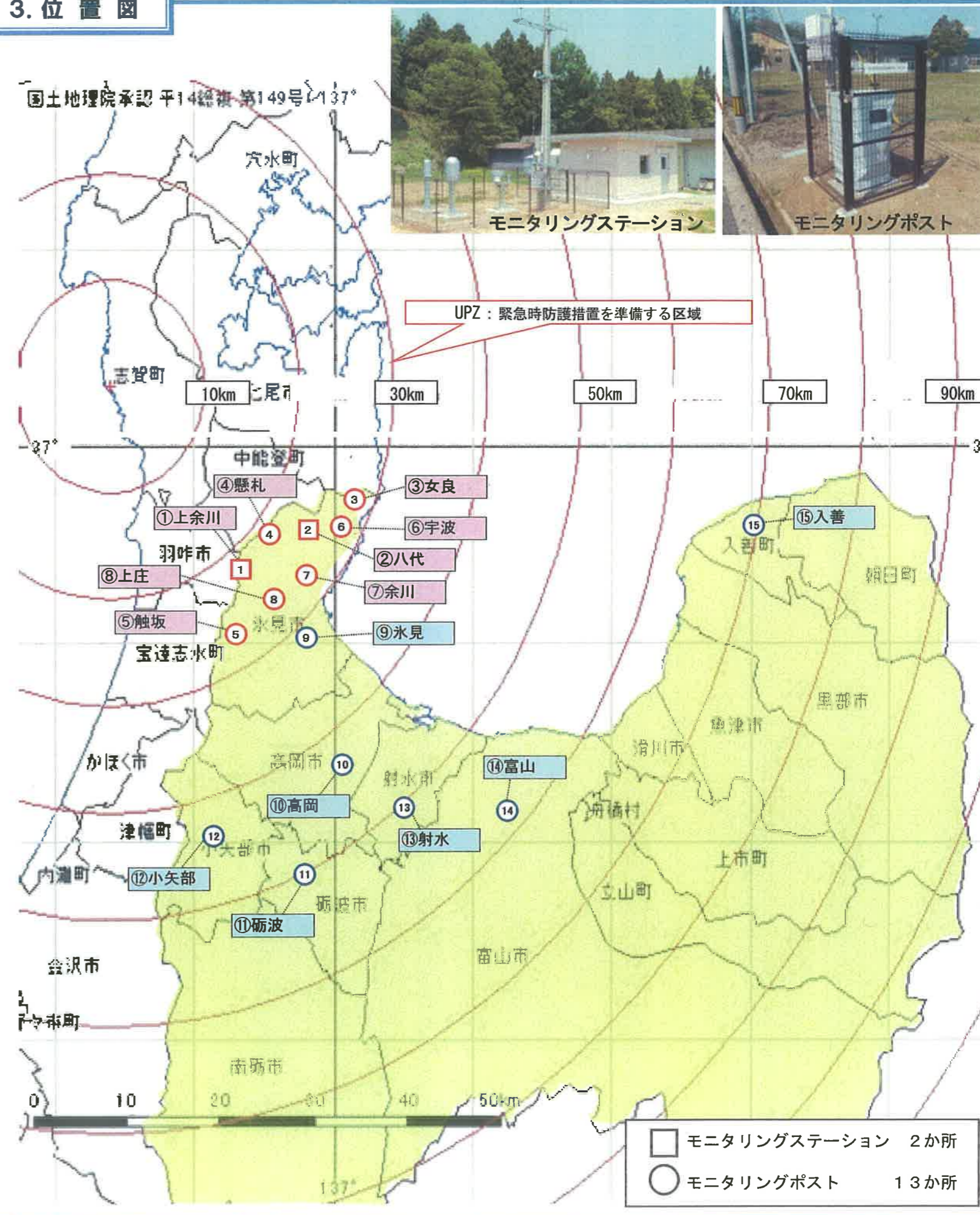
各地点の環境放射線の測定データは、県ホームページでリアルタイムに情報を提供している。

【特徴1】  
県内の大気中の放射線に異常がないか、**24時間 365日連続**で自動的に監視

【特徴2】  
測定値は、県環境科学センターで取りまとめ、**石川県内のデータとともに、県ホームページでリアルタイムに提供**



3. 位置図



## 1 富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案に対する意見募集の結果

### (1) 募集期間

平成31年4月8日（月）から令和元年5月7日（火）まで

### (2) 募集方法

閲覧場所：富山県ホームページ

県庁（県民サロン、県情報公開総合窓口、防災・危機管理課）

各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）

県立図書館

意見の提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール

(3) 意見提出者数 0 名

(4) 提出された意見の件数 0 件

## 2 国の防災基本計画の修正等に伴う主な見直しについて

### 【平成30年分】

#### ○ 被害最小化や支援強化

- ・国等による災害復旧工事の代行制度の創設（各編共通）

#### ○ 被災地方公共団体に対する人的支援の取組・応援受け入れ体制の整備

- ・「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）の反映（各編共通）
- ・富山県災害時受援計画の反映（各編共通） ⇒資料3、資料11参照

### 【令和元年修正分】

#### ○ 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

- ・5段階の警戒レベルでの防災情報の提供等（風水害編）⇒資料10参照